

○高知市消防局救急資器材貸出要綱

令和元年5月1日
消防局訓令乙第1号

高知市消防局救急資器材貸出要綱（平成16年消防局訓令乙第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、広く市民等に救急救命の処置を体験する機会を設け、救急救命の啓発を図ることを目的とし、市民等に対し高知市消防局（以下「消防局」という。）の所有する救急資器材（以下「資器材」という。）を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「資器材」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）心肺そ生法訓練成人用人形
- （2）心肺そ生法訓練小児用人形
- （3）心肺そ生法訓練乳児用人形
- （4）訓練用AED
- （5）前各号に掲げるもののほか、消防長が貸し出すことが適当であると認めるもの

（貸出申請）

第3条 資器材の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、口頭又は電子メール等により、貸出希望日、使用目的、使用資器材数、返却予定日、連絡先等（以下、「確認事項等」という。）を、救急課又は消防署所（以下「消防署所等」という。）に事前に連絡し、承認を受けなければならない。

2 消防署所等は、確認事項等を救急資器材貸出記録簿（様式第1号）に記録するものとする。消防署所が貸出しをする場合は併せて業務システム内のメールにて救急課に通知するものとする。

第4条 削除

（貸出期間等）

第5条 資器材の貸出期間は、おおむね1週間とする。

2 資器材は、消防署所等が指定する日時・場所で貸出し及び返却を行うものとする。

（貸出料）

第6条 資器材の貸出料は、無料とする。

（損害賠償等）

第7条 申請者は、故意又は過失により資器材を破損、紛失等（以下「破損等」という。）したときは、市長の認定する損害額を賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 申請者は、資器材を破損等した場合は、その内容等を直ちに事故報告書（様式第2号）により消防長に報告しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 申請者が資器材を使用し、第三者に損害を与えた場合は、当該申請者がその損害額を負担するものとし、

消防局はその損害額を負担しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日消防局訓令乙第2号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市消防局救急資器材貸出要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市消防局救急資器材貸出要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則（令和6年6月1日消防局訓令乙第1号）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日消防局訓令乙第2号）

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。